

ゼロ災害の意識を持つて 特自検

# 特 自 檢

特定自主検査

飯豊まりえ



検査を済ませた機械には、それを証する  
検査済標章を貼付しなければなりません。

特定自主検査

強調月間

令和  
5年

11/1 [水] ▶ 30 [木]

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
本部・各都道府県支部

協賛 中央労働災害防止協会  
建設業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本建設機械工業会  
一般社団法人 日本産業車両協会

後援 厚生労働省 経済産業省



公益  
社団法人  
**建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



令和5年度 建設荷役車両特定自主検査

# 強調月間実施要綱

スローガン

「ゼロ災害の意識を持って 特自検」

令和5年11月1日(水) > 11月30日(木)

## 趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和4年度には全国で約203万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和5年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

## 対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

## 事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

## 主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。



# 荷役運搬機械と建設機械は、 労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が 義務づけられています。



## 特定自主検査とは

車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



### ■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



### ■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日 検査方法 検査箇所  
検査結果 検査実施者名  
検査結果の措置内容

[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



### ■ 異常があった場合は

事業者は検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



### ■ 検査する人は

法令で定められた**資格を有する検査者**、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになります。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

### 法定検査機器

事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

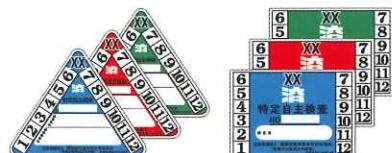
- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 摩耗ゲージ



### ■ 検査済機械には

事業者は検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする**標章（ステッカー）**を貼付しなければなりません。

[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]



### ■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

# 特自検は働く機械の健康診断です！

# 特自検

特定自主検査は  
お済みですか？



## 特定自主検査対象機械

紙面の都合上、各分類の代表的な機種を掲載しています。

作業前に検査済標章を確認しましょう

### 車両系 荷役運搬 機械

#### ●フォークリフト



(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)

#### ●不整地運搬車



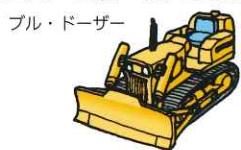
(クローラ式)



(ホイール式)

### 車両系 建設機械

#### ●整地・運搬・積込み用機械



#### トラクター・ショベル



(クローラ式)

(ホイール式)

#### ●掘削用機械



パワー・ショベル



ドラグ・ショベル

(クローラ式)



ドラグライン

(ホイール式)



クラムシェル

(クローラ式)



油圧クラムシェル

#### ●基礎工事用機械



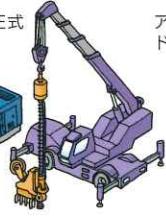
杭打機・杭抜機

(懸垂式)



硬質地盤油圧式  
くい压入機

(三点支持式)



アース・  
ドリル



分離型  
せん孔機



アース・  
オーガー



建柱車

#### ●締固め用機械



ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー

#### ●コンクリート打設用機械



コンクリートポンプ車



特定解体用機械  
(ロングブーム)

#### ●解体用機械



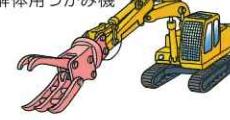
ブレーカー



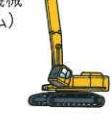
鉄骨切断機



コンクリート圧碎機



解体用つかみ機



特定解体用機械  
(ロングブーム)

### 高所 作業車



ブーム型

(トラック式)



ブーム型

(クローラ式)



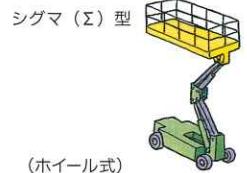
マスト型

(ホイール式)



シザース型

(ホイール式)



シグマ(Σ)型

(ホイール式)



とくじけんくん



公益  
社団法人  
**建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

**奈良県支部**

〒630-8124 奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内  
TEL.0742(93)5181 FAX.0742(93)5181



とくじけんくん